

第8期 第9回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月9日（火） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（8件）

議案第 28号 農地法第3条の許可申請について	（4件）
議案第 29号 農地法第3条第1項目的の競売に係る 買受適格証明願いについて	（1件）
議案第 30号 農地法第5条第1項の許可申請について	（2件）
議案第 31号 農用地利用集積計画（案）の決定への意見について	（1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。4月から農業委員会事務局長を務めます〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは総会を始めさせていただきます。一同起立。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。8番 〇〇 委員、13番 〇〇 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は〇〇推進委員が出席しております。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

本日は朝から雨が降り続いており、桜を散らすような雨となっております。麦も出そろって中山間部では田植えの準備も始まったのではないかと思います。今般の国会では食料農業農村基本法の審議が進んでおります。この基本法は農政の根幹をなす法律です。四半世紀ぶりの改正となりまして、みなさんご承知のとおり、農業基本法から始まりまして、約25年前に食料農業農村基本法ができ、農業の新しい法律に引き継がれます。今後も法律改正を注視していかなければならないと思っております。

委員のみなさんにもご苦勞おかけしておりますが、今後地域計画の策定が重要となってきます。何をするにしても地域計画へ位置付けられていることが要件となってまいりますので、今後ご苦勞をおかけいたしますが、地元での活躍を期待しております。

それでは只今から第9回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、7番 〇〇 委員さん、8番 〇〇 委員さん、よろしくお願いします。

只今から審議に入りたいと思います。初めに今年度人事異動がございましたので専決事案の人事異動の報告をいたします。お手元にあります承認第1号をご覧ください。

専決処分第1号の承認について、専決事項の人事異動について報告いたします。専決第1号東温市農業委員会職員の任免について、次のとおり専決処分する。令和6年4月1日 東温市農業委員会 会長 東温市農業委員会事務局併任を解く、事務局長 〇〇。新たに東温市農業委員会事務局職員に併任する。事務局長を命ずる。 〇〇。 農業委員会事務局次長兼農地係長兼農政係長を命ずる。 〇〇。 農業委員会事務局勤務を命ずる。事務員を命ずる。 〇〇。以上でございます。それでは、承認いただける場合は拍手をお願いいたします。（全員拍手）。承認いたします。

今年度から事務を担当しております〇〇が農地転用の担当となりましたので、〇〇からも一言いただいたいのですが、まずは、局長の〇〇から一言あいさつをお願いします。続きまして、事務局の〇〇から一言あいさつをお願いいたします。続きまして、〇〇から一言あいさつをお願いいたします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第28号農地法第3条の許可申請について、

4件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第28号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、900㎡、同所同字〇〇番〇、田、579㎡、同所同字〇〇番〇、田、925㎡。計3筆で合計面積は2,404㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、管理機を所有しており、トラクター、田植機、コンバインを貸借しており、ネギ収穫機を導入する予定です。労働力は、本人、母の常時2人です。耕作面積は4,675㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は4ページをご覧ください。場所は〇〇にあります3筆の土地になります。譲渡人の〇〇さんの農地を譲受人の〇〇さんが耕作していた関係となっております。〇〇さんはお父さんと耕作しておりまして、親子合わせて6丁ほどの農地を耕作しております。また、認定農業者でもあるため、営農上も特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、93㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人常時1人です。耕作面積は7,282㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第

2 項各号不許可要件ですが、1 から 6 いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は 5 ページをご覧ください、場所は〇〇北側の土地でして、網掛け部分が〇〇さん所有の土地でございます。その間に農道みたいな土地がございまして、面積も僅少で農道も機能していないことから用途廃止して〇〇さんが購入し、この土地を一枚にして耕作されるということです。〇〇さんは 6 反ほど耕作されておられますし、特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3 番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

3 番 譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、4 2 8 m²です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機、動力噴霧機、草刈機です。労働力は、本人、子の常時 3 人で、農繁期に 2 名増員するということです。耕作面積は 1 8, 4 2 7 m²。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第 3 条第 2 項各号不許可要件ですが、1 から 6 いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は 6 ページをご覧ください。申請地北側が〇〇集会所となっておりまして、申請地については以前から〇〇さんが〇〇さんから借りてずっと耕作して

おりました。〇〇さんのお父さん、お母さんも亡くなられて、〇〇さんから処分したいとの申し出から、〇〇さんと相談し、〇〇さんは自宅に隣接している北側の農地であり、今後も耕作を続けるとのことから売買で話がまとまりました。〇〇地区ではほとんどの農地を〇〇さんが耕作されておられますし、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 493㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜、イチゴです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6, 763. 26㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の北側になります。〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。〇〇さんの土地は以前から〇〇さんが耕作しておりました。〇〇さんも高齢で農業を行う予定もないことからお兄さんに農地を譲渡することによって申請がありました。申請地もきちんと耕作されておられますので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第29号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案29号 買受適格証明願について説明いたします。

まず、買受適格証明願についてご説明いたします。

農地の競売・公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するために、入札参加する場合は農地法の許可を受ける見込みのあるものであることを証明する書類が求められるため、農業委員会で農地法第3条の許可基準に照らし合わせて審議することとなっております。それでは議案説明をさせていただきます。

5番 申請人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、910㎡です。権利内容は所有権移転です。作付け作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈機です。労働力は本人の常時1人です。耕作面積は5,833㎡で、松山市で2,473㎡。東温市で3,360㎡耕作しております。周辺農業経営への影響は特に支障なしとのことから、農地法第3条第2項各号不許可要件に当てはめて、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図8ページをご覧ください。申請地は〇〇の南側で〇〇の東側の農地となっております。申請地に隣接する北側の宅地と申請地の農地が競売物件となっております。今回審議するのは農地の部分となっております。今回、買受適格証明願を農業委員会で発行できるかどうかの判断となります。申請人の〇〇さんは〇〇の副社長でして、市外在住で松山市の農地と東温市に農地を所有しております。松山市と東温市の自作地については事務局と全筆現地確認しております。特に荒廃している農地はなく、きちんと管理はされておりました。〇〇の農地については一部に野菜と麦を作付けされておりました。今回の申請地では野菜を作付けされとのこと聞いております。農機具は一式所有しており、居所から通作し耕作されとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

松山市の農地では何を作付けされているのでしょうか。

○委員 ○○委員

松山市の農地では野菜とかんきつを作付けされておりました。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第30号、農地法第5条第1項の許可申請について2件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第30号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

6番 譲渡人 東温市○○番地 ○○ ○○さん。東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 上浮穴郡久万高原町○○番地 ○○ ○○さん。土地は、○○番、畑、368㎡。同所同字○○番○、畑、1,050㎡。計2筆で合計面積は、1,418㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○ 委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

場所は地図9ページをご覧ください。○○というため池がございます。その池の南側で土手をおりたところに申請地がございます。三人の関係について、○○さんは地元で農業を営んでいる方です。○○さんは○○の社長です。譲受人の○○さんは今現在、○○という建設会社の社長です。○○さんは元々○○さんが経営しておりました土木会社の従業員でした。会社を廃業するときに事業の一部と東温市の顧客を引き継いで○○を立ち上げたとのこと。○○は○○にございまして、資材置場も○○周辺で探したそうですが、住宅棟が多く適当な土地がなく、○○さんが使用されていた○○番○を資材置場として借り受けていたとのこと。今回借りていた農地を売買することになりましたが、この農地につきましては○○さんが使用していたときから無断転用されております。その件については許可申請に始末書を添付することで申請されております。無断転用されていた土地を○○さんはほかに候補地がないとのことから借り続けていたということですが、今回所有権を移転することから第5条申請がありました。

○○さんの土地については進入路として利用されとのこと。周辺に農地もない

ことから影響もないことから特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

○○番○の土地については何か作付けされておられるのですか。

○委員 ○○委員

農地の端に電波塔が建っておられ、そのほかのところは作付けされておりませんが、きちんと管理はしております。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして7番の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○。土地は、○○番○、畑、62㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

場所は地図10ページをご覧ください。○○の南側となりまして、川沿いの土地です。申請地周辺に○○の水門がございまして、○○が管理しております。その水門を清掃等で作業するときに今現在は川沿いに細い道がございまして、その道に何台もの車を停車し作業されているとのこと。作業後は車を後退しないと出られないため、危険であることから、○○さんと相談し資材置場として売買することで話がまとまったとのこと。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第31号、農用地利用集積計画書(案)の決定への意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定への意見について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和6年度第1号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は4月20日開始分です。申し出件数は175件、面積は474,616㎡。

その内、期間借地は14件、面積は41,048㎡となっています。

貸し手は175名、借り手は113名です。期間は、1年から20年となっています。中でも10年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外9種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値は12,850円、最安値は5,000円です。現物では、最高62kg、最低12kgとなっております。

地目別は、田 473,752㎡。畑 864㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございます。東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長(会長職務代理者)

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたと思います。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、8件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年5月9日となっております。

以上で第9回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。